

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 18 年 10 月 27 日

日本自転車振興会

会長 下重 暁子

◎調達機関番号 239 ◎所在地番号 13

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 14
- (2) 購入等件名及び数量
「補助事業ホームページ用機器、及び補助事業管理システム用機器」一式
- (3) 購入等件名の特質等
入札説明書による
- (4) 納入期限
平成 18 年 11 月 20 日 (月)
- (5) 納入場所
当会が別途指定する場所
- (6) 証明書等の受領期限
平成 18 年 11 月 6 日 (月) 17 時 00 分
- (7) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札、開札の日時及び場所
平成 18 年 11 月 7 日 (火) 11 時 00 分
東京都千代田区六番町 4 番地 6
日本自転車振興会 4 階 4B 会議室

2 競争参加資格

- (1) 平成 16・17・18 年度全省庁統一競争参加資格の「物品の製造」又は「物品の販売」の A、または B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(資格審査結果通知書(全省庁統一資格)写を提出すること。)
- (2) 当会から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく、更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 提案書を提出し、担当者の了解を得た者であること。

3 入札説明書の交付時期及び場所

平成 18 年 11 月 2 日(木) 17 時 00 分まで

〒102-8011

東京都千代田区六番町 4 番地 6

日本自転車振興会 総務部 経理課

(担当：山中)

03-3512-1256

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
全額免除とする。
- (3) 落札者の決定の方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約条項を示す場所

当会が別途指定する場所

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required

New Computers Network System for Public Relationship Web Site and Assistance Business Management System 1 Set

(2) Basic requirements of the procurement
As enclosure

(3) Time-limit for verification documents
17:00 November 6, 2006

(4) Time and Date for tender
11:00 November 7, 2006

(5) Qualification for participating in the tendering procedures
Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

- 1) have Grade A or B in the area of manufacturing or sale of articles in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Economy, Trade and Industry (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2004, 2005 and 2006
- 2) not be a person who has received the measures of the suspension of business

transaction

3) not come under Article 154 of the corporate rehabilitation law (law in 2002) and Article 225 of the reaching civil rehabilitation law (law in 1999)

(6) Place and time for tender explanation documents

1) Time-limit to take

17:00 November 2, 2006

2) Contact point for the notice

Satoshi Yamanaka, General Affairs
Department

Japan Keirin Association

4-6 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo,
102-8011 Japan

TEL 03-3512-1256